

いつも PCT をご利用いただきありがとうございます。

テールゲートリフター特別教育の開講に向けた準備を進めております。  
開催日、講習料金など詳細が決まり次第、ホームページに公開していきますので  
是非、受講ご検討よろしくお願いたします。(8月中旬開講計画)

労働安全衛生規則等一部改正内容

### テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフター使用時の労働災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育の対象となります。

令和 6 年 2 月 1 日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

#### 特別教育カリキュラム (合計6時間)

##### ● 学科

テールゲートリフターに関する知識 (1.5時間)

テールゲートリフターによる作業に関する知識 (2時間)

関係法令 (0.5時間)

##### ● 実技

テールゲートリフターの操作の方法について (2時間)

